

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 213 回

まだまだ厳しさは続きますが、この不況の影響は会社の日頃の努力と従業員の皆様（もちろん経営者はあたりまえですが）の使命感、責任感の持ちようによって違ってきます。まさに、これからが企業力の差が出てくる時であると思います。

少し、ご自分の会社、現場を見直してください！！

◎ 現場力欠乏症にはなっていないですか

すなわち、無知、無視、無関心の従業員はいませんか、現場が「タコソボ化」していませんか。⇒ 無関心こそ最大の罪悪である。こんな従業員こそリストラしよう

◎ あなたの会社の従業員は「自ら問題を発見し、解決する」責任感がありますか
自律神経（自立神経）はピンと張っていますか

○ 互いの競争意識が自律神経を張りつめさせます

競争意識を持たせる工夫をしましょう ⇒ 一番いいのはやはり給料差かな！！

◎ なぜ、どうやったら？の意識を全員に持たせましょう

現状否定が今、あなたの会社を救うポイントです

○ こういった核人材は、まず 5% の人材から作りましょう
 （従業員が少なかったら 2 人から）

さあ、がんばってこの危機を乗り越え、危機が終わったら即スタートし、勝ち抜けるようにがんばりましょう。

前田の《今人生を語る》第 119 回

めざめよ日本人④

各国の度重なる警告にもかかわらず、ついに 4 月 5 日、北朝鮮は「テポドン 2 号」を発射しました。

もちろんいろいろな意味で問題点はありますが、我が国にとって一番の問題点は誤発表、落下の未確認を含めた情報力不足、情報伝達力不足ではないでしょうか。

今の日本の危機意識の薄さ、自立性のなさは今後我が国にとって致命傷となる気がします。

貸倒損失

佐藤 洋

昨今の不景気により会社の倒産等のあおりを受ける場合が出てくることとされます。そこで今回は、法人税法における貸倒損失についての説明をさせていただきます。

法人の金銭債権については、次のような事実が生じた場合には、貸倒損失として損金の額に算入されます。

① 法的に債権が消滅した場合

- a. 会社更生法等の更正計画認可の決定等により、切り捨てられることになった金額
- b. 関係者の協議決定で合理的な基準により切り捨てられることとなった金額（債権者集会の協議決定、行政機関等当事者間の協議）
- c. 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、弁済不能のため書面にて行った債権放棄金額

② 金銭債権の全額が回収不能となった場合（事実上の貸倒損失）

債務者の資産状況や支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明らかになったときはその金銭債権の全額
 なお担保物がある場合には、処分後にしか貸倒れとして損金経理できません

③ 売掛債権の特例の場合

債務者について次の事実が発生したときは、売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒として損金経理したときはこれが認められます（備忘価額を残さなかった場合には貸倒処理を否認される可能性があります）

- a. 継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力が悪化したためその債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から 1 年以上経過したとき（担保物がある場合は除く）
- b. 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく支払を督促しても弁済がない場合

このように法人税法では、上記①、②、③以外の貸倒損失はすべて認めないという厳しい立場をとっています。

また、貸倒処理のタイミング、金額、経理要件等、重要な要素となっています。場合によっては税務調査等で寄付金等とされることもあるので、その処理は十分な注意が必要となります。